

## 財務委員会規程

(平成 27 年 4 月 20 日制定)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

### (目 的)

第 1 条 本委員会は、本会の財務面での健全性を確保し、本会の発展並びに持続可能な運営に資することを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 本委員会に、委員長 1 名、幹事 1 名、並びに必要な数の委員を置く。

2. 委員長は次期会長とする。
3. 幹事は先任会計理事とする。
4. 委員は次のもので構成する。
  - イ) 副会長 2 名 (学会運営・組織強化担当の先任及び後任の副会長)
  - ロ) 会計理事 (後任)
  - ハ) 総務理事 (後任)
  - ニ) 企画理事 (後任)
  - ホ) 編集理事 (後任)
  - ヘ) 各ソサイエティ、グループの財務・会計担当者 (ソサイエティ共同運営の場合は、共同運営としての担当者)
  - ト) その他、委員会が必要と認める委員若干名

### (任 務)

第 3 条 委員長は、会務を主宰する。

2. 幹事は、会務の運営に関して委員長を補佐し、委員長に支障あるときは職務を代行する。
3. 各委員は、各自の参加する他の委員会やソサイエティ等とのリエゾンをはかる。

### (委嘱及び任期)

第 4 条 委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。

2. 委員長、幹事、並びに理事としての委員の任期は本会役員としての在任期間とする。
3. ソサイエティ財務担当としての委員は、各ソサイエティでの財務担務期間とする。
4. 前項以外の委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、重任は妨げない。

### (取扱う事項)

第 5 条 本委員会は、その目的を遂行するために、以下の事項を扱う。

- (1) 将来財務見通しに関する事項
- (2) 会費制度に関する財務面からの検討事項
- (3) その他、財務・会計上の諸方針に関する事項

### (理事会への報告)

第 6 条 本委員会の委員長は、本委員会の状況を適宜理事会に報告するものとする。

(補 則)

第7条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. 本規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則 (平成28年5月17日改正)

1. 本規程は、改正日から施行する。